

## 第5章 研究のまとめ

---

## 1 いじめ問題への対応における課題及びいじめが深刻化した原因、課題に対する解決策

研究のまとめとして、いじめ問題への対応における課題と深刻化した原因を「子供の意識など」、「教員の対応力」、「学校体制の整備と関係機関との連携」の3点に分類した。また、課題に対する解決策を分類した観点に合わせて示した。

### (1) 子供の意識など

#### ● いじめ問題への対応における課題及び原因

##### いじめられた子供、いじめを見ている子供が相談できない

- いじめられた子供は、被害が悪化する、弱い自分を認めることになり恥ずかしい、周りに心配をかけたくないなどの理由で相談しない。
- いじめを見ている子供は、関わりをもちたくない、自分がいじめられたくないなどの理由からいじめを大人に伝えていない。

##### いじめが及ぼす影響を軽く考えている

- 遊びの感覚でいじめを行ってしまうなど、いじめが相手の心を深く傷付けるという理解が十分でない面がある。
- いじめた子供は「軽く」、「遊ぶふりをして」など自身の行為を軽く表現する様子が見られる。
- いじめが法的責任を伴う行為になることがあるという理解が十分でない面がある。

##### 自分の感情をコントロールする力が不足している

- いじめの原因がストレスにあると考えている子供が多く、「いろいろしていることが多い」と意識調査で回答した子供が約半数いた。
- 自分の感情をコントロールする力の不足がいじめにつながっている可能性がある。

##### 相手が傷付く言葉を軽い気持ちで使ってしまう

- 「うざい」、「きもい」などの言葉を日常的に使用している実態がある。

#### ● 課題に対する解決策

##### 子供の意識を変える！

##### 子供が相談できる環境をつくる

- 学校は子供からの相談を受け、いじめ解決に向けて真剣に取り組むことを子供に周知する必要がある。
- 面接の定期的な実施やアンケート調査の質問の仕方を工夫することが考えられる。
- いじめの情報収集のためには、目安箱を設置することや学校へメールで情報を送信できる相談メールなどを設定することも考えられる。

##### いじめに関する子供の意識を醸成する

- 子供に向けて、いじめに関する正しい知識を身に付けさせるための指導や自分の気持ちを調節できるような力を育てる指導を行う必要がある。  
【考えられる指導】
  - いじめについての法律及び法的責任を明確にした授業や、言葉の暴力に関する指導
  - 自分の感情を上手にコントロールできるようなストレスマネジメントなどの指導
  - 自分の怒りの気持ちを静めるようなアンガーマネジメントなどの指導
  - 自分の考えを伝え、相手の考えを受け止めるようなコミュニケーション力を高めるなどの指導
  - 自分のよさや他の人のよさを知り、自尊感情や自己肯定感を高めるなどの指導

## (2) 教員の対応力

### ● いじめ問題への対応における課題及び原因

#### 教員が子供からの兆候を的確に把握できていない

- 子供の言動をふざけと捉え、いじめにつながる行為と認識しないなどいじめに対する認識が低く、教員がいじめの事実を見逃してしまう。
- 様々な情報や子供の様子からいじめの兆候を察知できたにもかかわらず、いじめの実態を調査する等の情報収集が図られていない。

#### 教員にいじめ問題への対応力が不足している

- いじめの情報を子供から得ていたが、一過性の暴力行為としての指導にとどまり、それを一連のいじめと捉えた指導をしていない。
- 被害を受けた子供の心情等が加害の子供に十分伝えられず、加害の子供が十分に反省していじめをやめる状況には至らず、逆に被害の子供がいじめの状況を教員に伝えなくなってしまう。
- 当事者への指導だけで周囲の子供への指導がなされていない。
- いじめを受けている子供からの訴えがないことから、いじめは解消したと考えるなど、継続した事後の観察ができていない。

#### 保護者との連携が十分に図られていない

- 欠席・遅刻が増えた子供の状況を保護者に伝え、欠席・遅刻の増加の背景にあったいじめについて、保護者と共に解決していくこうという姿勢が十分でない。
- 「親への連絡をやめてほしい」という子供からの訴えを聞き、事態が深刻化するまで保護者への経過報告がなされていない。

### ● 課題に対する解決策

#### 教員の対応力を高める！

#### 教員が子供の訴えを確実に把握する

- いじめの訴えを確実に把握するためには、いじめの情報を匿名メールなどで得た場合、在籍する子供全員を対象にした緊急面接などを行い、被害者を特定する必要がある。  
また、本人が直接相談しない場合であっても、出席状況の変化、授業や休み時間の様子などについて、日々、全教職員で情報交換を行い、いじめの萌芽を確実に把握する必要がある。
- 子供がいじめに関して話したがらない場合には、子供が話しやすい教員(部活動の顧問など)が声をかけ、面接で情報を把握することも考えられる。

#### 教員の意識を向上させる

- 教員は毎日、授業終了後、職員室に戻ったときに、子供の様子や気になったことなど、ささいなことでも気軽に話し合い、いじめではないかと疑う意識を高めていくことが重要である。

#### 教員の対応力を向上させる

- いじめを深刻化させない取組として、教員一人一人の取組はもとより管理職も校内を巡回し、子供のわずかな変化も学年や生活指導部に伝えることが必要である。毎日、担任と副担任で、給食活動や清掃活動を子供と行うといった授業以外での子供の様子を把握しておくことが求められる。
- 実際のいじめへの対応力向上のために、いじめられた子供への心のケアやいじめに関わった児童・生徒への対応の仕方など、スクールカウンセラーを講師とした校内研修の実施も効果的である。

### (3) 学校体制の整備と関係機関との連携

#### ● いじめ問題への対応における課題及び原因

##### 担任が抱え込み、組織的な情報の収集や共有が十分でない

- 担任だけで解決できると考え、校内の情報共有ができていない。
- いじめと疑われる行為を見かけた教員が学年の教員や管理職に報告していない等、組織としていじめに関する情報収集が十分でない。

##### 管理職としての職責が果たされていない

- 管理職がアンケートの結果を確認せず、いじめの兆候を見逃している。
- 転入生の保護者から前籍校でのいじめを申告されていたが、転入後の状況を注意深く観察させるなど、明確な指示が出されていない。
- 学年運営が学年主任に任せられており、管理職が学年運営に指示が出せない状況がある。

##### スクールカウンセラーが十分に活用されていない

- 担任から養護教諭やスクールカウンセラーにいじめの相談がないなど、校内の教育相談機能が十分に活用されていない。
- 臨床心理士による聞き取り調査の中では、スクールカウンセラーの来校日などの情報が子供に伝わっていない状況がある。

##### 関係諸機関との連携が十分ではない

- 暴行や金銭の強要などが発生した場合に警察や少年センター等の関係機関との連携が図られず、加害の子供に毅然とした指導ができていない。

##### 前籍校との引継ぎが十分でない

- 転入前の学校でのいじめについての申告が保護者からあったにもかかわらず、当該の子供に対する観察や対応が十分にできていない。

#### ● 課題に対する解決策

##### 学校体制の整備と関係機関との連携を図る！

##### 学校いじめ対策委員会の設置及び実効的な組織対応・継続観察

- 校内組織を活用し、いじめ問題の担当教員が情報の集約を行い、具体的な対応を指揮することが必要となる。
- 学校サポートチームを活用し、関係機関と連携する。解決困難な場合は教育委員会の担当者に支援を要請する。
- 複数の教員が休み時間などに校内を巡回し、気になる子供の情報を捉えておくことが大切である。子供の様子をメモなどに記録して保管する等、情報共有が組織的な対応につながる。
- 解決した案件でも卒業まで継続して観察し、共有した情報を管理職に報告することが大切である。

##### スクールカウンセラーの活用による相談体制の工夫を行う

- 朝の学級活動や校内放送でスクールカウンセラーの来校日や勤務時間等を周知することやいじめの認知件数が多い学年へのスクールカウンセラーの全員面接を実施することなども考えられる。
- 教員の悩みをスクールカウンセラーや相談できる体制や、スクールカウンセラー来校日に教育相談部会を設定し、子供の情報を共有することも有効である。相談を受けた教員は養護教諭と連携し、スクールカウンセラーにつなげる。

##### 保護者や地域、関係機関からの情報把握及び連携の強化を行う

- 保護者が以前の担任や管理職等、話しやすい教職員と面談ができるようにする必要がある。
- ホームページや学校便りで「いじめ等の問題」の取組について紹介し、学校外でいじめに気付いた際の連絡先の電話番号と担当者を周知しておくことも有効である。
- 関係機関を訪問し、確実に情報を把握することが考えられる。

## 2 今後の検討課題

今後は、本研究の結果を受け、研修センターとして次のことを検討していく。

### (1) 「いじめ問題に関する教員研修」の実施

いじめ問題の未然防止及び早期発見・早期対応に対しては、教員一人一人の意識を高め、いじめ問題への対応力を身に付けさせる必要がある。

そのために、採用前を含め、経験年数や職層に応じたいじめ問題に関する教員研修を平成26年度から実施する。

### (2) 「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」の作成・活用

これまで、いじめが社会問題化されないといじめがなくなったかのように思われることがあった。しかし、本研究でこれまで述べてきたように「いじめは、どの学校、どの学級、どの児童・生徒にも起こりうるものである」ことを念頭に置いて、全ての児童・生徒にいじめ問題に対応できる力を身に付けさせるための教育を学校が意図的・計画的に行う必要がある。

そこで、児童・生徒同士の人間関係を豊かにする学習や子供がいじめの法的責任を学ぶ学習の実践例をはじめとした「学習プログラム」、いじめ問題に関する基礎的な知識や校内研修で活用できる事例、教員の対応力を高める研修例などを掲載した「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」を作成して、学校及び教員に配布し、教職員研修センターの研修、指導主事等による学校訪問で活用するとともに、日常の授業や各教育委員会、各学校、地域で実施する研修会で活用していく。

さらに、今後は、「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」に示された「学習プログラム」を、どのように教育課程に位置付け、効果的に実施していくかを検討するための研究が必要であると考えている。

